

# 第30回帯広市農業委員会議事録

平成30年11月26日、第30回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後1時30分(開会)～午後2時30分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農用地利用集積計画の案の決定について
第6号	農用地利用配分計画(案)に係る意見について

4. 署名委員 18番 高田 勝則 委員  
19番 高橋 国宏 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 26名  
欠席委員 0名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地係主任補	水野 晴基	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
中谷 会長	ただいまより、第30回帯広市農業委員会を開催いたします。
議 長	(会長より、近況含め、挨拶)
	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員でございます。
	本日の議事につきましては、報告が3件、議案が6件でございます。
	(配布資料の確認)
議 長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、18番 高田 委員、19番 高橋 委員
	を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
中谷 会長	(帯広市長へ平成31年度農業振興予算に関する要望書提出時の状況説明)
議 長	以上、前段の事務局からの報告も含めまして、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、10月分の調査結果について、山崎 調査委員長より報告をお願いします。
山崎 調査委員長	10月24日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番56から58の3件に
	ついて現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	同じく、報告第2号農地法第4条の一時転用に係る復元完了の確認についてですが、
	附番1の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを
	確認いたしました。さらに、農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、
	附番6の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを
	確認いたしました。
	最後に、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、第11
	回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。清川町
	1, 260ha、美栄町1, 410ha、岩内町662ha、合わせて3, 332haの農地

を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、松金 調査委員長よりお願いいたします。

松金 調査委員長

11月9日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番59から61の3件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第12回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。幸福町839ha、中島町706ha、合わせて1,545haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

（ 委 員 ）

（なし）

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局（森田係長）

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

（議案第1号、附番13から15までの3件の合意解約について朗読・説明）

以上附番13から15までの3件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

（ 委 員 ）

（なし）

議長

ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(水野主任補)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番28から32までの経営移譲のための使用貸借権設定3件、贈与による所有権移転2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上、附番28から32までの5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番15の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番13から15までの農業用施設用地への用途変更2件、その他(後継者住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番10、11の牛舎及び格納庫等の建設のための農地転用1件、後継者住宅建設のための農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは、ご説明いたします。農業就業育成・確保施設整備計画15、農地利用計画附番15、農地転用計画附番11です。申請者は、後継者と一緒に営農を行っております。後継者は今年結婚をして既設住宅での同居を考えましたが、手狭であるため、現在、帯広市街から通作をしているのが現状です。今回、親である申請者が後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>続きまして、農用地利用計画13、農地転用計画10です。申請者は、後継者が就農したことから経営規模拡大を図るため、農地所有適格法人を設立いたしました。今回、搾乳牛を100頭から190頭に増頭して飼育するため、牛舎及び格納庫等の建設を計画したものです。既設敷地には余地がなく、周辺農地及び周辺環境への影響も無いものと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないと考えます。</p> <p>続きまして、農用地利用計画14です。申請地は現在、農振の用途上その他用地であり、宅地にもなっている敷地です。農業用施設の建設に支障が無いことから、農振用途をその他用地から農業用施設用地に変更し、農機具格納庫の建設を計画したものです。申請地は農用地以外なので転用の必要はなく、周辺農地や周辺環境に影響もないものと考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番15、「2. 農用地利用計画」の附番15、および「3. 農地転用計画」の附番11を一括して岩城委員よりお願いいたします。</p>
岩 城 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者の後継者は、現在、親と一緒に営農を行っております。今年結婚をし、同居も考えましたが、既存の住宅は手狭なため、帯広市街より通作をしているのが現状です。今回、親である申請者が後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地には余地が無く、周辺農地や周辺環境にも影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、「2. 農用地利用計画」附番13、および「3. 農地転用計画」附番10を一括して高田委員よりお願いいたします。</p>
高 田 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は後継者が就農したことを契機に農地所有適格法人を設立して規模拡大を行おうとするものです。今回、搾乳牛を100頭から190頭に増頭して飼育するため、ロボット牛舎及び格納庫等の建設を計画したものです。既存敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、「2. 農用地利用計画」附番14について高橋委員よりお願いいたします。</p>
高 橋 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請地の現在の用途はその他用地で、地目は宅地です。ここに農業用施設を建設することは問題が無いため、申請地の農地利用計画をその他用地から農業用施設用地に用途変更し、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内であるので、周辺農地や周辺環境にも影響はないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更に関する異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番11、12の牛舎及び格納庫等の建設のための使用貸借権の設定1件、後継者住宅建設のための使用貸借権の設定1件について、調査票に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。農地転用附番11および12につきましては、議案第3号でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第5条の各号の要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。</p>

議	長	それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。 附番11について、高田委員よりお願いいたします。
高田委員		それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を農業用施設用地として転用することはやむを得ないものと考えます。
議	長	ありがとうございました。続きまして附番12について、岩城委員よりお願いいたします。
岩城委員		それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を後継者住宅用地として転用することはやむを得ないものと考えます。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(今井専門員)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第5号、一般分 附番39から41までの賃借権の設定3件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
事務局(木原専門員)		(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う(1)賃借権の設定、附番2、3の賃借権の設定2件について調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に該当するものであり、帯広市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に合致するものです。
事務局(今井専門員)		(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う(2)賃借権(農地中間管理機構による借入) 附番1から2の賃借権の設定2件について、調査書に基づき朗読および農地中間管理事業の概要を含めた説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	これより議案の審議を行います。本案件中、一般分 附番39については、高橋委員が関係をしておりますので、委員の退席後に先に審議を行います。 <b>【高橋委員退席】</b>
議	長	それでは、一般分 附番39についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 <b>【高橋委員着席】</b>

議 長	引き続き、一般分 附番 39 を除く 2 件、2. 公益財団法人北海道農業公社分 (1) 賃借権の設定 2 件、同じく (2) 賃借権の設定 (農地中間管理機構) 分 2 件についての審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについて ご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 6 号「農用地利用配分計画 (案) に係る意見について」を議題といた します。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局 (今井専門員)	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用 配分計画 (案) に係る意見書の提出について、決定を求めます。 (議案第 6 号、農用地利用に関する配分計画 (案) に係る意見書について朗読及び 説明)
議 長	それでは議案第 6 号について、地区担当委員の意見を伺います。 附番 1 について、合歓垣委員よりお願いいたします。
合 歓 垣 委 員	それでは意見を申し上げます。権利設定される〇〇氏は、地域の担い手であり、 認定農業者であります。現在、当該申請地の近隣にて営農を行っており、集約される ことにより効率的な経営が期待できると考えられます。このことから、農用地利用に 関する配分計画 (案) に対する農業委員会の意見についても妥当であると考えます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対する ご質問、あるいは当該計画 (案) 及び意見について、このとおり決定すること にご異議ありませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、原案のとおり帯広市長へ回答することといたします。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局 (森田係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。